

## 公社債条件付売買残高報告書

(公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則第11条第2項の規定に基づく報告)

年 月 日

区分	協会員コード	年 (西暦)	月

協会員名 \_\_\_\_\_  
 担当部課名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

(単位:百万円)

No.	残高別 相手方別	a	b	c	d
		協会員の買入残高		協会員の売却残高	
		銘柄後決め取引 以外	銘柄後決め取引※	銘柄後決め取引 以外	銘柄後決め取引※
10	都市銀行	0	0	0	0
20	地方銀行	0	0	0	0
30	長期信用銀行等	0	0	0	0
40	信託銀行	0	0	0	0
50	農林系金融機関	0	0	0	0
60	第二地銀協加盟行	0	0	0	0
70	信用金庫	0	0	0	0
80	その他金融機関	0	0	0	0
90	生保・損保	0	0	0	0
100	投資信託	0	0	0	0
110	官公庁共済組合	0	0	0	0
120	事業法人	0	0	0	0
130	その他法人	0	0	0	0
140	外国人	0	0	0	0
150	その他	0	0	0	0
160	他の債券ディーラー	0	0	0	0
999	合計	0	0	0	0

※ 「銘柄後決め取引」欄には、債券の条件付売買取引において銘柄割当機関が銘柄割当機関規則等に基づき設定した債券等の種類の条件付売買残高を計上すること。

## 公社債条件付売買残高報告書[記載上の留意事項]

---

### [報告に関する留意事項]

1. 自社の本店、支店その他の営業所において取り扱った公社債の条件付売買の全部について本用紙に記載し、毎月10日（当日が休日の場合は前営業日）までに本協会公社債・金融商品部市場統計業務室へ報告すること。
2. 売買残高は、当初個別契約で定められた受渡日を基準に記載すること。
3. 外貨建債券は除くこと。
4. 数量は、額面金額により100万円単位（単位未満は四捨五入）で記載すること。ただし、銘柄後決め取引は約定金額（スタート売買金額のグロス額）により100万円単位（単位未満は四捨五入）で記載すること。
5. 相手方別残高の「他の債券ディーラー」欄には、証券会社の売買分及び金融機関ディーラーの商品有価証券勘定の売買分を記載すること。
6. 相手方別の内訳は「投資家区分表」によること。

### [協会員コード等の入力に関する留意事項]

1. 「区分」：半角英数2桁で入力すること。  
（区分番号については、「報告協会員コード一覧表」を参照のこと。）
2. 「協会員コード」：半角英数5桁で入力すること。  
（協会員コードについては、「報告協会員コード一覧表」を参照のこと。）
3. 「年」：報告対象年（西暦）を半角英数4桁で入力すること。
4. 「月」：報告対象月を半角英数で入力すること。